

○松山広域福祉施設事務組合議会定例会規則

制 定 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 1 号

改 正 昭和 61 年 3 月 1 日規則第 1 号

松山広域福祉施設事務組合議会の定例会は、毎年 2 月に開く。ただし、事情やむを得ないときは、会議を 1 か月繰り上げ、又は繰り下げて開くことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。